

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種事業(予防接種法)に関する事務
②事務の概要	1 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収又は記録の管理に関する事務であって主務省令で定める事業 (1) 住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなり、その実施にかかる事務 (2) 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続 (3) 経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができるとされており、その徴収の事務 (4) 予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなっており、その保存事務 2 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成26年法律第27号)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う (1) 予防接種の実施に関する事務 (2) 健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続に関する事務 (3) 実費の徴収に関する事務 (4) 記録の作成及び保存に関する事務 (5) 新型インフルエンザの予防接種の実施に関する事務
③システムの名称	1.健康管理システム 2.庁内基本情報連携システム 3.MICJET番号連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

健康増進ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第14、第126、第135の項
--------	-----------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153、160の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 総務部 文書法制課 0463-94-4867(直)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 保健福祉部 健康づくり課 地域医療係 0463-94-4616(直)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。 マイナンバーの紐付けについては、氏名や生年月日などの情報と併せて確認することを基本とした上で、複数人で確認を行った上で紐付けを行いその確認記録を残すこととしている。 とくに予防接種事務については、マイナンバーの確認から紐づけまでの事務をマニュアル化し、人為的ミスに対し対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。併せて、情報セキュリティ監査計画に則した年に1回以上の情報資産に対する自己点検を実施し、適切に特定個人情報が管理されることを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5-②-所属長の役職	健康づくり課長 辻 雅弘	課長	事後	
平成30年4月1日	I-7-請求先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市市役所 総務部 文書法制課 0463-94-4711(内)3111	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 総務部 文書法制課 0463-94-4711(内)3111	事後	
平成30年4月1日	I-8-連絡先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市市役所 保健福祉部 健康づくり課 地域医療係 0463-94-4711(内)6116	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 保健福祉部 健康づくり課 地域医 療係 0463-94-4711(内)6116	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-1-いつ時点の計数か	平成27年5月28日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I-2-②事務の概要	2 予防接種法及び行政手続きにおける特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成26年法律第27号)に基づき、特定個 人情報を次の事務で取り扱う (1) 予防接種の実施に関する事務 (2) 健康被害救済の給付を行うこととされてお り、支給を受ける者が請求する際の手続に関す る事務 (3) 実費の徴収に関する事務 (4) 記録の作成及び保存に関する事務	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I-3-法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第9条第1項 別 表第1第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第10条	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第9条第1項 別 表第1第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第10条	事後	
	I-7-請求先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 総務部 文書法制課 0463-94-4711(内)3111	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 総務部 文書法制課 0463-94-4867(直)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-4-②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項 2. 情報照会の根拠 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、17項、18項、19項	1. 情報提供の根拠 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、16の3項 2. 情報照会の根拠 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、17項、18項、19項	事後	
令和1年6月28日	I-7-請求先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 総務部 文書法制課 0463-94-4711(内)3111	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 総務部 文書法制課 0463-94-4867(直)	事後	
令和1年6月28日	I-8-連絡先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 保健福祉部 健康づくり課 地域医療係 0463-94-4711(内)6116	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市 保健福祉部 健康づくり課 地域医療係 0463-94-4616(直)	事後	
令和1年6月28日	II-1-いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月28日	II-2-いつの時点の計数か	平成30年4月1日	令和4年3月18日	事後	
令和1年6月28日	IV-リスク対策	-	様式変更に伴う追加	事後	
令和3年3月10日	I-2-②事務の概要	2 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成26年法律第27号)に基づき、特定個人情報情報を次の事務で取り扱う (1) 予防接種の実施に関する事務 (2) 健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続に関する事務 (3) 実費の徴収に関する事務 (4) 記録の作成及び保存に関する事務	2 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成26年法律第27号)に基づき、特定個人情報情報を次の事務で取り扱う (1) 予防接種の実施に関する事務 (2) 健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続に関する事務 (3) 実費の徴収に関する事務 (4) 記録の作成及び保存に関する事務 (5) 新型インフルエンザの予防接種の実施に関する事務	事後	
令和3年3月10日	I-3-法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1第10項、第93の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1第10項、第93の2項、101項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2、第74条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月10日	I-4-②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、16の3項、115の2項 2. 情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、17項、18項、19項、115の2項	1. 情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、16の3項、115の2項 2. 情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、17項、18項、19項、115の2項、121項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の4	事後	
令和4年3月25日	II-1-いつ時点の計数か	令和1年6月20日	令和4年3月18日	事後	
令和4年3月25日	II-2-いつの時点の計数か	令和1年6月20日	令和4年3月18日	事後	
令和4年11月30日	I-3. 個人番号の利用,法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1第10項、第93の2項、101項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2、第74条	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という)第9条第1号 別表の第14の項 第19条第6号	事後	
令和4年11月30日	I-4-②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、16の3項、115の2項 2. 情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、17項、18項、19項、115の2項	1. 情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、16の3項、115の2項 2. 情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、17項、18項、19項、115の2項、121項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の4	事後	
令和6年12月27日	I-3. 個人番号の利用,法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1第10項、第93の2項、101項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2、第74条	番号法第9条第1項 別表第14、第126、第135の項	事後	
令和6年12月27日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、16の3項、115の2項 2. 情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、17項、18項、19項、115の2項、121項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の4	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153、160の項	事後	
令和6年12月27日	II-1. 対象人数いつ時点の計数か	令和4年3月18日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	II-2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和4年3月18日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IV-リスク対策	-	様式の変更による		

[illegible]